総務省　令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
2	B　地方に対する規制緩和	01.土地利用（農地除く）	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「過疎計画」という。）を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と実質するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。	【現行制度について】 過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。 【支障事例】 過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。 【支障の解決策】 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	統合し重複を解消することで、作成及び改訂時の業務を軽減するとともに、住民にとって、過疎方針と過疎計画をそれぞれ閲覧する必要がなくなり、理解促進に資する。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条、第9条	総務省	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県	○過疎計画は過疎方針の内容と重複する記載が多くなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。	過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画（以下本回答中「市町村計画」という。）策定の前提として不可欠であり、必要である。過疎方針が上記性格を有する一方で、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下本回答中「都道府県計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、都道府県が具体的にどのようこの事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。 方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。また、市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。	過疎方針の廃止について、都道府県施策の大綱となるものであるため困難との見解は理解する。過疎方針と都道府県計画の一元化については、異なる性格・役割の制度を内容的重複に着目し、一の制度に集約する考え方であり、性格を異にするという理由では合定されないと思料する。 本来市町村計画は、過疎地域の持続的発展の実現に向けて、それぞれの地域の実情に基づき、施策を展開することで本領が発揮されるとこうであり、法に基づき、且つ議会での審議を経て策定される市町村計画について、国の施策との整合性をどこまで求める必要があるかは議論が必要。また、ガイドラインとなる過疎方針が大臣同意を受けること、市町村計画と国の施策との整合性が担保されることは、必ずしも同一ではなく、整合性が異に必要であれば、国が、市町村計画を直接確認すべきである。
15	B　地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバーカード更新時にカードの郵送発送を可能とすること	有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口でのご本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。 また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に担っていただきたい。	当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。 また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。	窓口へ出向くことなくカード受け取りできれば、市民の利便性が向上し、窓口対応等が減ることで地方公共団体の負担が軽減される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新についても、住民が役所の窓口へ出向くことなくオンライン等による手続が行えるよう、法改正も含めた検討が必要と考えている。 市長会により、電子証明書の更新手続をスマートフォンやコンビニ等のキオスク端末でできるよう要望を上げている。	宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、横川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市	○交付率の向上とともに連動して見込まれる業務量であるため、現行制度のままでは、必ず事務処理量に限界が出てしまうのではないかと考えられる。業務量の増減の差が大きく、人員配置などにも苦慮している。また、各種手続の電子化を進めながら、手続は窓口でしか出来ないという矛盾があるため、市民が役所の窓口へ出向くことなくオンライン等による手続が行える措置を求める。 ○当市においても、同様に、令和2年度から令和3年度の交付数が高いことから、同様の問題が懸念される。 ○マイナンバーカードの更新は、J-LISが送付している更新通知だけ見ると、全て「交付時来庁方式」で受付する想定になっており、更新にかかるカード交付業務により市民窓口の負担は確実に増加する。したがって、本提案のように有効なマイナンバーカードを持つ住民については、「窓口での」本人確認を不要とする措置が必要である。 ○マイナンバーカードの交付数の増加により、券面事項の変更、電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新、紛失等による再交付と、交付の対応だけに注力できる状況ではなくなっている。また、5年、10年ごとに窓口の拡大を行うことは、資材の調達、人員の確保という面でも負担が大きく困難である。	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。 本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類（満了を迎えるマイナンバーカード）に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これとは技術的に可能であると考える。 電子証明書については、現行の申請時来庁方式と同じようにカード申請時に暗証番号を申し出るまたは旧カードと同じ暗証番号を使用することで、あらかじめ電子証明書を搭載したカードを本人限定受取郵便で郵送することで、現行と同程度の安全性が保たれると考える。 以上のように、最新のデジタル技術を活用するなどして、住民の利便性向上及び地方公共団体の負担軽減につながるカード更新の方法について引き続き検討いただきたい。	今後、マイナンバーカードが更に普及する中で、カードの更新のたびに住民に窓口への出頭を求めることや、全国の市区町村が現在強化対応している交付窓口を継続していくことに無理があることは明らかである。また、マイナンバーカードの初回交付時には市区町村職員による対面での厳格な本人確認が行われており、顔写真データや個人識別事項がマイナンバーカード及びサーバー内に格納されていることから、更新時はその情報と本人提供情報が合致することを条件に、デジタル処理での発行と郵送による交付が可能と考える。 署名用電子証明書の機証番号は、既にコンビニ等で初期化・再設定できる仕様になっており、カードのICチップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し本人確認を行う手続きとしていることから、有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際にも同様に、更新時点の申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類（満了を迎えるマイナンバーカード）に表示された顔写真の確認をオンラインで行うことは技術的に可能であると考える。 電子証明書については、現行の申請時来庁方式と同じようにカード申請時に暗証番号を申し出るまたは旧カードと同じ暗証番号を使用することで、あらかじめ電子証明書を搭載したカードを本人限定受取郵便で郵送することで、現行と同程度の安全性が保たれると考える。 以上のように、最新のデジタル技術を活用するなどして、住民の利便性向上及び地方公共団体の負担軽減につながるカード更新の方法について引き続き検討いただきたい。

総務省　令和４年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からのさな再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねること原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。 市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されるところであり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加える余地は少ないことから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。 国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか、定めていないのであれば、国が掲げる目標（法第4条）について措置を講じていくことは、都道府県の義務（法第6条）として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかからしめる必要まではないのではないか。	過疎方針と都道府県過疎計画を同時または一体化して策定する場合の留意事項について通知することを検討する。 過疎方針や都道府県・市町村計画に記載する過疎対策事業は、過疎法に基づく事業だけでなく、過疎法以外の法令に基づく国庫補助や、地方財政措置法令に基づく国税の特例措置等を踏まえた事業があることから、市町村ー都道府県ー国の各措置の整合性を確認する必要があるため、過疎方針の国との協議や、過疎方針に基づく都道府県・市町村計画の策定が必要である。	5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令3法19） 過疎地域持続的発展方針（7条1項。以下この事項において「方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（9条1項。以下この事項において「計画」という。）については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。	都道府県が策定する都道府県過疎方針及び都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に通知する。	令和8年度以降の次期都道府県過疎方針及び都道府県過疎計画の策定に向け、令和7年度を目途に通知する。	都道府県過疎方針と都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について検討する。	都道府県過疎方針と都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について検討し、令和7年度を目途に通知する。
【日立市】 対面交付により現在の保証レベルが維持されていることは理解するが、交付時期の偏りにより、更新事務についても急激に増大することとなるため、自治体にとって大きな負担となる。 また、更新手続きに対面を必須とすることにより、「更新控え」を引き起こしかねず、マイナンバーカードの保有率の低下も想定されることから、対面以外での更新手続きについて引き続き検討をお願いしたい。 【和歌山市】 1　関係省庁からの回答で、対面以外の方法で顔写真の確認を行うことは困難について 　対面以外の方法で顔写真の確認を行う方法は銀行の口座開設アプリなどで現在実際に使用されはじめている。アプリで必ずできるというまでには達していないが、プラスティックカードの存在確認も3D動画撮影されることで可能となっている。 2　関係省庁からの回答で、最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲は保ちたいためレベルの変更はできないことについて 　最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲の件は、カードをレベル2の確認したものとレベル3の確認したものに分けることで、電子証明書の活用範囲を変更せずに、対応が行うことができる。	【全国市長会】 今後、更新事務が急激に拡大することも想定されるところであり、市区町村窓口での対面によらない更新手続きの導入も含めマイナンバーカードの利便性向上に向けて引き続き幅広に検討していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っていにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。 マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。	マイナンバーカードは、対面に加え、オンラインでも行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であることから、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を実施することにしている。 これをオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等による「なりすまし」の可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難である。顔認証技術と顔認証技術への不正な対抗技術に係る動向については引き続き注視していきたいが、現時点においては、更新時においても対面での本人確認が必要と考えている。 一方で、令和7年度以降にマイナンバーカード及び電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務負担を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要と考えている。電子証明書の更新については既に可能となっている郵便局への事務委託が更に広がっていくよう引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでいくほか、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。 また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所で出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。	5【デジタル庁（9）（ⅱ）】【総務省（22）（ⅱ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 6【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(22)（ⅱ）前段 検討中	令和5年中に結論を得る	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11 月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的な受託に関する意向調査を実施した。 さらに、総務省内に部局横断的に創設された「プロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。 また、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けた取組を進めていく。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。 また、民間事業者に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。
					(22)（ⅱ）後段 検討中	未定	更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討している。	有識者に意見聴取を行うなど、引き続き検討していく。
					(24)（ⅲ） 検討中	未定	健康保険証を活用する現場である医療機関等において、出張申請受付を行う場合に可能とする方針である。	詳細について、必要な措置を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
38	B 地方に対する規制緩和	11_その他	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であって、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	【制度改正の経緯】 令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。 【支障事例】 今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。 当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。 また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。 【制度改正の必要性】 自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると見込まれる県がある。 また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。 さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置（地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項）の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。 以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。	市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。 また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	地方税法第73条の14、地方税法第73条の20の2、地方税法第73条の24、地方税法第382条、地方税法施行規則第15条の5の3	総務省、法務省	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県	別添資料あり	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町	○当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。 ○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和4年度税制改正により、住宅の特例措置（地方税法第73条の14第1項及び第3項並びに同法第73条の24第1項から第3項）の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の1つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。 ○年間180時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。 ○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると考えられる。 ○当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることが期待できる。 ○現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第422条の3に基づく通知（評価額通知）を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第422条の3に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。 ○当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容（特に評価額）については情報がないため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。 ○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。 ○登記所からの通知では、固定資産価評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。	提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。 そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。 なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。 そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。	本提案の対象である承継取得分に関する固定資産評価額については、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ全件通知されるとともに、固定資産評価額に修正が生じた場合においても市町村から登記所への通知がなされており、登記所は登録免許税の算定時において地方税法第422条の3に基づく通知による固定資産評価額を使用しているのではないか。 さらに、現に都道府県によっては、都道府県が登記所へ臨場して登記情報と固定資産評価額を閲覧して、不動産取得税事務を実施しているなど、不動産取得税の課税主体は都道府県であることから、そもそも登記所で保有している情報を都道府県へ渡すことについて、真正性の担保が必要である理由をお示しいただきたい。 当市としては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）において、「市町村長から登記所への通知（地方税法422条の3）がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査（登録免許税法26条1項）については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。」としていることは承知しているが、遅くてもこのタイミングで実現は可能と考えられることから、実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。
40	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化	罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。	固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。 法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。 また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。 なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム（以下、「システム」という）を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考える団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。	デジタル技術を有効に活用することが可能となるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施が促進され、被災者生活再建支援全体のスピード向上に寄与する。	災害対策基本法第90条の2	内閣府、総務省	北広島市、船橋市	別添資料あり	深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市	○発災後、支援システムに固定資産税台帳の情報を提供できるように防災担当課と覚書を締結して対応している。	罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があると考えております。 今回、提案されている固定資産課税台帳等の情報の利用については、提案団体等より、被害認定調査を行うにあたってどのような情報を使えば迅速化に寄与するかお示しいただき（当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由を含めて）、その上で内閣府及び総務省において、当該情報が地方税法第22条における秘密に該当するかどうかや、秘密に該当する場合は私人の秘密保護と公益性等を比較衡量し、利用の可否を判断する必要があると考えます。 その際、登記簿謄本（登録事項証明書）に記載されている情報以外で必要な情報を教えていただければと考えます。	前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。 迅速化に寄与する情報の種類については、地番及び用途並びに構造並びに家屋の評価に関する資料である。 また、当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由についてであるが、地番及び用途については、基本的には登記簿謄本（登録事項証明書）に記載されている情報（以下、「登記情報」という。）であるものの、全部又は一部において登記されていない家屋が一定数存するところであり、この家屋の情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。 そして、登記されている家屋であっても、地番及び用途について、登記情報と現況が異なることが多々ある。 地番については、住家の特定を行うのに必要不可欠なものであるが、土地が合分筆したなどで、登記上の地番と現況の地番（被災者の住所）とで相違が生じることや、用途については、効率的に調査を行うために調査票等の作成などの事前準備をすることが考えられるものの、用途が変更したなどで、登記上の用途（登記では種類）と現況の用途とで相違が生じることがある。 次に、構造については、木造・プレハブとそれ以外の家屋では調査の手順が異なるものの、登記情報で判別できないところであり、この情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。 最後に、家屋の評価に関する資料についてであるが、調査にあたっては、立面図や基礎図、平面図を作成すると効率的であるものの、作図には一定の時間を要することから、評価調書等に付随する立面図、基礎伏図及び平面図を利用することによって、効率的に調査結果を記録できる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【北海道】 家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考える。 【豊田市】 都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑みるに、令和8年度の一斉稼働に対し、慎重的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受けており、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図られたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進めば、提案団体の支障事例は解消されるのか。 仮に解消され、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次にアリングにおいて資料等を用いて具体的に示していただきたい。 令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。	現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知（以下「価格等の通知」という。）について電子化の取組みを進めている。 具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。 このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込みである。 その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。 このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。	5【総務省（12）（iii）】【法務省（3）】 地方税法（昭25法226） 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（73条の22）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書（通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定）により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。	前段 通知等	令和4年8月31日	令和4年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。	
					後段 検討中	令和8年秋	令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討を進めている。	令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討を進める。
【八王子市】 被害認定調査を行うにあたっては、家屋の情報が必要となるが、調査対象には当然、未登記家屋も存在する。一般に公示の対象となっていない未登記家屋の情報についても、被災者生活再建支援システムに取り込み、利用できるような整備がされれば、被害認定調査の迅速化につながり、結果として被災者の生活再建支援に寄与することとなる。 登記物件であっても、相続や増築などにより現況が登記内容と一致しないことが住々にしてあるため、現況を反映している課税情報を活用することで、住所（送付先）、氏名（納税管理人）、所在地、種類、構造、屋根、階層、各階床面積、住居戸数等が正確に把握できる。 また、課税資料として保有している平面図についても利用できれば、家屋の被害状況を現場で効率よく把握できる。 これらの情報は、他の手段では入手が不可能であるが、被害認定調査の迅速化には重要な材料となる。	—		固定資産課税台帳等の情報の利用は、被害認定調査の迅速化に寄与すると考えます。 但し、固定資産課税台帳等の情報のうち、ご指摘の図面等の情報は、地方税法第22条の漏らしてはならない「秘密」に該当するため、その提供に当たっては、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要があります。 今後、関係省庁間で協議を行いながら、検討を進めます。	5【内閣府（3）】【総務省（15）】 災害対策基本法（昭36法223） 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。	法律	法案可決・成立後、公布の日に施行予定。	令和5年3月3日、災害対策基本法の一部改正を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第13次地方分権一括法案）」を第211回国会に提出した。	法案可決・成立後、公布の日に施行予定。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
42	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするため住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための戸籍等の謄写に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間にわずか4ヶ月、事業完了までの2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。 また、国の機関や他の市町村等から所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められているこどから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの戸籍謄写等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。	業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。 また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	総務省、国土交通省	山口市		飯林市、浜松市、鹿児島市	○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の捜索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが、所有者不明土地対策としての住基ネットの活用について、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。 また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。 地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、関係府省で行われた調査結果を踏まえつつ、所有者不明土地対策としての住基ネットの利用範囲の拡大を幅広に行うよう前向きな検討をお願いしたい。
44	B 地方に対する規制緩和	11.その他	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局等への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125cc超250cc以下の二輪の軽自動車（以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。）については、運輸支局で検査・届出手続を行うことなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税（種別割）（以下、「軽自動車税」という。）課税事務の円滑化を図る。	軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等及び125cc超250cc以下の二輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。 このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができ、これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹系システムへ取り込むことも可能であり、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。 しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書（紙媒体）のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある際、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹系システムへの入力が手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日現に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。	市区町村において、基幹系システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。 申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	総務省、国土交通省	中核市市長会、平塚市		札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、飯林市、横川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市	○125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書（紙媒体）のみに基づいて行っている。 そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。 また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。 ○125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告者が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。 ○システムへの入力作業は申告書（紙媒体）により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上の長時間となることから電子化は必要である ○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。 ○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。 ○125ccを超える二輪の問合せについては、FAXにより軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。 ○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。 また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のために市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。 ○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。 ○情報提供が紙媒体であるため基幹系システムへの入力でRPAを活用できず手入力となっている。 また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。 ○当市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にパンチさせ、CSVデータに変換した方えで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に関に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約18,000件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用　（申告書）18,000件×（単価）83円【取得と廃棄で異なるため平均額】＝1,494,000円程度の削減につながる。	小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討していきたい。 一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その提供方法に対応したシステム改修などの費用負担について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。	本提案は、現在、三輪及び四輪の軽自動車等の検査・届出情報を照会、ダウンロードが可能となっている軽自動車検査情報市区町村提供システムについて、125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の情報についても同様のシステムを構築し、電子データでの提供を可能とすることを求めるものである。軽自動車税は4月1日を賦課期日とし、納税通知の発送まで限られた日程で事務を行わなければならないため、情報提供元に照会をする時間や調査結果を待られるまでに時間がかかることにより、納税者より、「複数の市区町村から納税通知書が届いた」「抹消手続きをしたはずの車両の納税通知書が届いた」等の苦情の問い合わせが後を絶たない。申告書情報を電子データで提供することにより、申告書情報の正確化、迅速化が図られ、自治体と運輸支局双方の労力や時間を省くだけでなく、納税者の負担や失念によるトラブルを未然に防ぐことに繋がり、3者にとってのメリットが非常に大きい。課税の根拠とないえる申告書情報を電子化する意義は非常に大きく、費用対効果に照らしても、システム改修を行う必要性は高いと思われるため、DX推進の一環として早急かつ前向きな検討を期待する。 また、小型二輪に関しては、（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能との回答だが、同協会の登録情報サービスは、市区町村が賦課徴収のために使用する場合においても有料であり、市の財政的な負担となっている（1台1件3.6円＋初期経費＋消費税）。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。 加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に提言及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。	5【総務省(16)(ⅱ)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法（昭42法81） 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法（昭26法249）に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法（昭27法229）に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法（平16法123）に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101）に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法（平30法35）に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長がとった地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等来了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令元法15）に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合	法律	令和5年中	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第59号）が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
【河谷市】 支障事例で示されているように、課税事務が円滑に行えない現状があるため、早急な電子データでの提供を要望する。	－		第１次回答の内容に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定）において、「性質上、オンラインにが適当ではないものを除き、全ての行政手続について、５年以内にオンライン化を行う」とされたことを踏まえて、小型二輪及び軽二輪に係る税申告手続についてもオンライン化の実現に向けて取り組んでいくことなる。これが実現した際には、オンライン申告された情報は電子的に地方団体に到達することとなることから、ご提示いただいた支障事例の解消に資するものと考える。 なお、小型二輪の情報提供サービスに係る１台あたりの単価は、民間法人である(一財)自動車検査登録情報協会がシステムの維持・運営していくために必要最低限の金額として設定しており、同サービスの受益者である市区町村には、その費用負担をしていただくことについてご理解いただきたい。	5【総務省(12)(ⅳ)】【国土交通省(7)】 地方税法(昭25法226) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。	システム改修	令和7年中	地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）において、地方税に係る全ての申告等をオンライン化できるよう措置しており、現在令和7年中のオンライン化に向けて関係機関と検討を行っている。	令和7年中のオンライン化に向けて引き続き関係機関と検討を行っていく。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
67	B　地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン（自己注射が可能なエピネフリン製剤）登載を可能とすること	「救急救命処置の範囲等について（平成４年３月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知）」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に登載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の登載を可能とする。	【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携行することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使いきってしまった重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。	重度傷病者本人が自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持していない場合でも、重度症状に陥った際に、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与が可能となることで、アナフィラキシーショック症状の早期の軽減や、適切な救急救命処置の実施に繋がる。また、令和３年10月に食物アレルギーによるアナフィラキシーショック患者搬送時にエピネフリン製剤を誤投与する事故も発生していることを踏まえると、救急車登載のエピネフリン製剤とともに自己注射が可能なエピネフリン製剤も備えることで、事故防止の利益も見込まれるとともに、より迅速かつ簡易に処置を行うことが可能となる。	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（平成21年３月２日付け厚生労働省医政局指導課長通知）、救急救命士法第2条、第44 条及び救急救命士法施行規則第21条	総務省、厚生労働省	神奈川県、相模原市		秋田市、柏市	―	ご提案の、アナフィラキシーに対するアドレナリン（エピネフリン）の救急救命士による筋肉内投与については、救急救命処置検討委員会で判断された処置であり、救急救命処置への追加・除外・見直しに向けて、必要な実証研究の検討を含め、厚生労働科学研究班が研究を継続しております。さらに、今後、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場を設置することとしており、その検討の場において、厚生労働科学研究の結果を踏まえて当該処置について議論してまいります。自己注射が可能なエピネフリン製剤の救急車への積載及び救急救命士による当該処置については、救急救命処置の拡大等に係る上記の検討結果を踏まえながら、適切に判断してまいります。	ご回答いただきました令和４年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究 」で、救急救命士が、アナフィラキシーとアドレナリンの適応を適切に判断できるかの検証がなされるとのことですので、当該検証結果を踏まえ、救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン（自己注射が可能なエピネフリン製剤）登載が可能となるよう引き続き積極的な検討をお願いします。なお、第２次回答の際には、上記研究の現在の検討状況の詳細及び今後の具体の検討スケジュールも併せてお示しいただきますようお願いします。
72	B　地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年４月22日総務省）」（以下「指針」という。）において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。 ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年１月26日総務省自治財政局財務調査課長通知）」（以下「通知」という。）によると、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和３年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目（有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等）を盛り込むようにとのことであった。 当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、当市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。 今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国（各省）のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和７年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。	適時適切な時期での総合管理計画の見直しを行うことにより、地方公共団体の取組状況に応じた適切な計画にすることが可能となり、また、見直し回数の削減により、事務負担も軽減することができ、本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年１月26日総務省自治財政局財務調査課長通知）	総務省	広島市		宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。 また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりかねない。 総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、自治体が柔軟に見直しを進められるよう、見直し期限の見直しを求める。 ○各自治体で状況は異なると思われることから、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。 ○当市においても、提案市と同様の支障事例が生じており、意図しないタイミングでの計画の見直しや追加項目等の検討等により計画策定・更新に係る事務量が増大し、計画の推進に時間を割くことが困難であった。 ○見直しに係る必須項目等の詳細が示されてから1年程度しかなかったため、既に決まっていた見直しスケジュールを変更して、2年連続での計画改訂をすることとなった市町村もおり、人的にも経済的にも市町村を圧迫している。 ○公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、平成26年４月総務省「指針」に基づき、平成29年３月に市の公共施設等総合管理計画（基本方針）を策定したところである。ところがその後、平成30年２月総務省通知により令和３年度までに少なくとも向こう10年間の長寿命化対策等の効果額を盛り込むことや、令和４年４月総務省通知により、脱炭素化の推進方針や盛り込むことなど、国が一律に期限を設けて改訂するよう地方公共団体に度々指示している。 しかし、地方公共団体は総合管理計画を推進していくことが重要であり、国による再三の総合管理計画の見直しのためには、膨大な作業を伴い、特に規模の小さい地方公共団体にとって、大きな事務負担となっており、計画の推進に労力を割けなくなっている。国の指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、国が目指す公共施設の量・質の最適化やコスト縮減が推進が進まない要因となる。 ○当市公共施設等総合管理計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、3年を目途に計画の検証、見直しを行うことと定めている。総務省の示す[見直しに当たっての留意事項]について、見直しの必要性は認識する。しかし一方、今後、さらなる見直しの要請があり、期限が一律に定められている場合には、市が主体的に行おうとする見直しのサイクルを阻害する懸念はある。 見直しの期限については、各自治体のPDCAサイクルや進捗状況に応じて柔軟に対応できるよう、幅広に設けていただくのが望ましいと考える。	公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。 一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。 今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。	第1次回答では、令和3年度末までの見直しを求めた理由として、周知の内容が記載されているにとどまっており、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付け総務省通知）」において、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねるという考え方が示されている中で全国一律の期限で見直しを求めた理由や、一律に見直しを求めなかった場合の国における支障などについて言及がなく、本提案への対応が困難な理由も示されていない。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和5年度末までの見直しを認めるという配慮を行ったとあるが、本提案は、そうした特殊事情への配慮を求めるものではなく、指針の考え方に基づき、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねることを求めるものである。 当市としては、期限を定めた全国一律の見直しを求めることが指針に沿った対応ではないと考えており、また、実際に具体的な支障も生じていることから、提案の趣旨をご理解いただき、「今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討」するのではなく、今回の回答において、今後は全国一律の見直しを求めないことを明確にお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現在、「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究」（厚生労働科学研究）において、救急救命士がアナフィラキシーに対するアドレナリンの適応を適切に判断できるかの観察研究について、研究者により研究計画書が作成され、研究代表者の所属する帝京大学の倫理審査委員会と調整を行っております。 上記も踏まえ、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場において国家戦略特別区域で先行的な実証を実施し得るものを検討の上、同区域で先行的な実証を開始することについて今年度中に一定の結論を得る予定であり、本提案の実現については、当該検討の場の議論の結果を踏まえ検討してまいりたいと考えています。	5【総務省（20）】【厚生労働省（38）】 救急救命士法（平3法36） アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。 ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。 ・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	未定	救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会の令和4年度の本検討会のとりまとめにおいて、右記のとおり、先行的な実証については、令和5年度以降に実施する臨床研究において、救急救命士が一定程度、アドレナリンの適応を適切に判断できるという結果を得たとて体制が整備された地域で実施すること、また、実証に使用する特区制度は、国家戦略特区と構造改革特区のうち、十分な症例数を確保する観点から適切な枠組みを選択する旨、結論を得た。	アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与については、医師の具体的指示の下に実施される救急救命処置として追加を検討するにあたって、安全性を確保する観点から、厚生労働科学研究班において救急救命士の講習プログラム、必要なMC体制、アナフィラキシーの判断の精緻化、投与方法を引き続き検討し、臨床研究から、救急救命士が一定程度、アドレナリンの適応を適切に判断できるという結果を得たとて、体制が整備された地域で、実証実験を実施する。 実証実験に使用する特区制度は、国家戦略特区と構造改革特区のうち、十分な症例数を確保する観点から適切な枠組みを選択する。
【川崎市】 「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、具体的な対応として、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 計画の見直し時期に関する今後の対応について、具体的な方針をお示しいただきたい。国の計画見直しに伴って地方公共団体にも一律に見直しを求めるといった時間軸ありきではなく、地方公共団体に寄り添う形で検討していただきたい。	過去に建設されたインフラが一斉に更新時期を迎える状況を踏まえ、各地方公共団体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。そのため、維持管理・更新費の中長期的な見込み、取組による効果額等について記載された公共施設等総合管理計画が必要とされている。 そして、インフラの老朽化対策は、国と地方を通じ共通する喫緊の課題であり、国民の安全・安心を確保するための国土強靭化の観点からも、国と地方公共団体が歩調をあわせて適切に対応していく必要がある。 そのため、公共施設等総合管理計画の見直しについては、今般、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であり、かつ、各所管省庁から個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請されており、施設ごとの維持管理の中長期の見通しが明らかになる時期であることを踏まえ、骨太の方針・改革行程表等で令和3年度末（新型コロナウイルス感染症の影響がある場合には令和5年度末）までの見直しを求めてきたところである。 今後見直しを要請する場合には、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。	5【総務省】 (34) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。	検討中	記載事項（前段）については、令和5年中に結論を得るよう、現在検討中。	記載事項については、簡素化できる記載事項を検討する方向性で検討中。	引き続き簡素化できる記載事項を検討する。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
80	B 地方に対する規制緩和	11.その他	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ必要経費を一括して直接補助するようにしてほしい。	中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LISが構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LISが取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。 また、地方公共団体から申請等手続を行う際の添付資料は、J-LISから送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類はJ-LISから入手できる。 なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改（令和元年度～令和3年度）についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次回の再構築の際にも今回と同様の支援が発生するのではないかとの危惧がある。 （過去にも平成26～28の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支援あり）	各自治体が個別に申請する必要がなくなることにより、事務負担の軽減が図られる。	社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領	総務省		岩手県、花巻市、宮城県、富士見市、山梨県、大垣市、刈谷市、豊田市、常滑市、京都市、広島市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○当県においても、補助金交付申請や実績報告、請求書の提出など、各市町村の提出状況等の進捗管理等を行う必要が生じており、必要以上の事務負担が発生していることから、スキームの見直しが必要であると考える。	いわゆる自治体中間サーバーは、地方公共団体が番号法に基づく情報連携を行うに当たって、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存及び管理し、情報提供ネットワークシステム並びに住民基本台帳システム及び地方税務システム等との情報の授受を仲介するために設置されているシステムであり、法令上の整備主体は地方公共団体である。 地方公共団体情報システム機構は、あくまで地方公共団体からの委託を受けて中間サーバーの構築・整備を行っているものであるから、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領」においては、中間サーバーの企画・開発費及び設置費について、総務省からの当該補助金の交付先は、地方公共団体情報システム機構ではなく各地方公共団体としてきたところである。 現時点で今後の中間サーバーの更改等について決まっていることはないが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理の在り方については、御意見も伺いつつ、事務負担にも配慮して検討したい。	法令上の整備主体は地方公共団体であるため、地方公共団体情報システム機構によらず独自に開発する方法もあるが、要件が非常に厳しいため、実態として、全ての地方公共団体が地方公共団体情報システム機構に委託しているところである。 また、当該補助金の交付先は各地方公共団体となっているが、地方公共団体情報システム機構法第１条及び第22条第７号により、補助金申請関係の事務を委託することも可能であると考えられる。以上のことを踏まえ、本提案は地方公共団体の行政事務の合理化を目的とするものである点をご理解いただき、地方公共団体情報システム機構と連携し、是非見直しを検討いただきたい。
90	B 地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバーカードの交付等務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。	マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求めること	【現行制度】 市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。 また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。 【支障事例】 スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。 しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。	市町村の委託事業者が、単独で、市町村窓口以外で本人確認を含めたカード申請受付をできるようになり、カードは本人限定受取郵便等で送付することで、申請者は一度も市町村役場を訪問せずにカードの受取が可能となり、住民・市町村の負担が軽減される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第１項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年6月11 日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号）	総務省	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大阪府、久留米市、宮崎県	○「出張申請サポート」を利用してマイナンバーカードの交付申請を行った際、本人確認書類を提示したにも関わらず、受け取りのため当町担当課窓口へ足を運んだうえ、再度本人確認書類の提示を求められたことに対して、申請者から苦情を受けた事例がある。本来は必要な事務作業であるが、本人限定受取郵便等を活用することで、窓口における事務の簡略化に資するうえ、申請者が担当窓口を訪れたり、確認書類を提示するなどの労力を省略できることから、窓口担当者のみならず申請者の負担軽減にもつながり、マイナンバーカード普及を促進するものと考える。 ○委託業者による本人確認が可能となれば、市町村の事務負担が軽減されるのはもちろんのこと、委託業者も市町村との事務調整に係る事務負担が軽減される。また現行制度においては、市町村が本人確認を行えるのは当該市町村の住民に限られることから、「出張申請受付」開催地の住民しか、カードを郵送で受け取ることができなかった。しかし、委託業者による本人確認が可能となれば、全国どこの「出張申請受付」の会場を利用しても、必要書類が揃っていればカードを郵送で受け取ることが可能となるため、申請のハードルが下がり、申請数が伸びることが大いに期待される。 ○現在、県や国がスーパーやショッピングモールなど、市民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要があります。しかし、当市では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、「出張申請受付」は思うように実施できない状況となっています。「出張申請受付」であれば、「出張申請サポート」と異なり、申請者が窓口に取りに来ずにカードが滞留することや、窓口での受け取りに人が滞留することを避けられます。さらに、滞留したカードについて交付を促す事務や、窓口での交付対応の時間も減少し、市民の利便性の向上と担当課の職員の負担軽減にだけます。さらに、民間事業者が「出張申請受付」をできるようになれば、市民の申請機会も増え、カードの取得の普及促進になると考えられます。 ○令和4年度末までにマイナンバーカードを行き渡らせるため、申請者の時間的あるいは場所的な制約など様々な要因を排し、効率的な申請受付を行うことが重要である。また県と市町村が連携し、商業施設等の多数の住民に取得促進を行うには、次のことが妨げとなっている。 （1）住所地市町村以外の職員が本人確認をおこなえない。 「事務処理要領第４－１－ニ」のとおり、申請時の本人確認は、極めて例外的な場合を除き、申請者の住所地市町村の職員が実施することが求められるため、広域的な申請会場（大規模商業施設やワクチン接種会場、免許センター等）の展開が困難となっている。 （2）マイナンバー交付担当職員の不足 多くの市町村においては、マイナンバー交付のための専任職員を配置することは、人手不足の中で困難となっており、出張申請などの対応が負担となっている。 （3）本人確認における「対面規制」 「事務処理要領第４－３（1）」のとおり、申請者は住所地市町村が指定する場所に出頭を求められ、対面で本人確認を行う必要があり、申請時来庁方式で受付するには、申請会場に当県内39市町村の職員を揃えることが求められる状態。 ※デジタル原則の中いまだに対面規制が残存している。	マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）において、本人確認、すなわち申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認と、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認を行うこととしている。 この本人確認が行われることにより「マイナンバーカード及び電子証明書に係る記載・記録事項が公証されたものとなり、例えば、本人確認を終て発行された署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行うと、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出を省略して手続を行うことが可能となる（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条）。 このため、カードの交付及び電子証明書の発行等に係る事務において行われる本人確認は、上記のように書類の添付を省略することが可能となるといった法律上の法的効果の発生が予定されているものと言えることから、公権力の行使に該当するものと解される。こうした公権力の行使について民間事業者に委託することは、適当でないと考えている。 なお、マイナンバーカード交付事務費補助金においては、出張申請受付、申請サポート事業等の実施を含めマイナンバーカード交付のための会計年度任用職員に係る報酬又は給料等についても補助対象としていたため、積極的に活用されたい。	マイナンバーカードの交付に係る本人確認について、例えば、申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することにより申請者が実在することの確認は現状どおり（委託不可）とし、本人確認書類の提示を受けることにより申請者の本人性の確認は民間事業者に委託可能とするなど、電子証明書の発行・更新等の郵便局への事務委託のように、カードの交付や更新等の手続については、住民及び市町村の負担軽減につながる方策を引き続き検討いただきたい。 なお、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象であっても、市町村の規模によっては、出張申請受付等の取得促進活動が十分に行えない場合があるほか、都道府県に対しては取得促進に係る専用の補助金がないことから、今年度（令和4年度）、総務省が主体となって展開されているマイナンバーカードの申請サポート事業等について、次年度（令和5年度）における実施も検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【豊田市】 補助金等の事務処理のあり方については、地方自治体の事務の効率性を向上させる観点からも非常に重要なことだと認識しているため、地方自治体の意見も聞いていただき、事務負担軽減が進むようご検討いただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		第1次回答においてお答えしているように現時点で今後の中間サーバーの更改等について決まっていることは何もないところであるが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理の在り方については、御意見も伺いつつ、また、他の補助金の執行例も参考にしつつ、事務負担に配慮した形となるよう検討したいと考えている。	5【総務省】 (30)社会保障・税番号制度システム整備費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。	検討中	社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、今後同様の制度が創設された際に実施。	社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、特段同様の制度が創設されていない。	社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。
【奈良県】 県民向けに商業施設など広域的な会場での「出張申請受付」を展開していく上で、市町村職員が住所地市町村以外の本人確認ができない現状では、補助金を活用し、各市町村職員が広域会場に人員をそろえたとしても、複数市町村の日程調整や、市町村の人口規模によっては対象者数に差がある点などを踏まえると、効率などの面から継続的に実施することは、困難であると考える。 そのような現状を解決する手段の一つである民間事業者への本人確認事務の委託については、公権力の行使の観点から不適当と解されるとのことであるので、民間委託にかわる方法として、「住所地市町村以外の職員による本人確認」や、「Web等による本人確認」など、他の規制を緩和いただくことで、「出張申請受付」を展開するための方策について積極的に検討されたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	建築確認等、公権力の行使と解される行為についても民間委託が可能とされてきていることを踏まえると、民間委託の判断において重要なのは、公権力の行使かどうかではなく、委託時に事務処理の正確性等を担保できるかどうかではないか。 例えば、秘密保持や個人情報漏洩防止等を受託事業者に義務付けるなどの措置を講じた上で、委託可能とすることはできないか。	マイナンバーカードの交付事務は大量の個人情報を取り扱うものであるとともに、一度交付されたマイナンバーカードは行政手続・民間取引における本人確認に用いることができるトラストアンカーとなるものであることから、本人確認及び交付・不交付の決定を行う者については、戸籍謄抄本の交付や住民票の写しの交付と同様に、会計年度任用職員も含め地方公務員法（昭和25年法律第261号）による職務上の秘令に従う義務や秘密保持義務、懲戒処分や罰則等の規律が直接適用される職員に限定することで管理職による指揮監督の下で事務に当たるものとしており、これによって、適切な事務処理を厳格に確保することを図っているものである。 建築確認について民間委託を可能としている建築基準法（昭和25年法律第201号）の指定確認検査機関制度については、その業務に従事する者に一級建築士試験に合格した者かつ実務経験を有している者のみが受験できる建築基準適合判定資格者検定を課すこと等により、業務を行う者の信頼性や事務処理の正確性を担保した当ての民間委託を行うことを可能としているものと考えられる。一方で、マイナンバーカード交付事務について、建築確認を参考に、同様の民間委託に係る制度設計を行うことは困難と考えている。 そのよって、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。 また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所で出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。	5【デジタル庁（9）（ⅱ）】【総務省(22)（ⅱ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(22)（ⅱ）前段 検討中	令和5年中に結論を得る	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託業務を営業し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11 月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。 さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。 また、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステムとの交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けた取組を進めていく。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。 また、民間事業者に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。
					(22)（ⅱ）後段 検討中	未定	更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討している。	有識者に意見聴取を行うなど、引き続き検討していく。
					(24)（ⅲ） 検討中	未定	健康保険証を活用する現場である医療機関等において、出張申請受付を行う場合に可能とする方針である。	詳細について、必要な措置を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
113	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府及び同手続に係る府県の事務を連携・活用システム（仮称）」の活用	調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。こううち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票（本籍地記載）の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などと、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで追って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等の やりとりに多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請（調理師法施行令第11条第1項）が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓（結婚、離婚等）、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム（仮称）」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数：新規交付4,463件、書換交付1,223件、再交付1,277件	調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。 特に、「戸籍情報連携システム（仮称）」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合		茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市	―	御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。 そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。
114	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府及び同手続に係る府県の事務を連携・活用システム（仮称）」の活用	製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。こううち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票（本籍地記載）の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などと、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで追って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等の やりとりに多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請（製菓衛生師法施行令第3条第1項）が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓（結婚、離婚等）、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム（仮称）」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数：新規交付1,113件、書換交付157件、再交付80件	製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。 特に、「戸籍情報連携システム（仮称）」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合		茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市	―	御提案の製菓衛生師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。 そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。 国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。 提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・調理師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立したところ（公布後1年3月以内施行予定）。 今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。 国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。 提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・製菓衛生師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立したところ（公布後1年3月以内施行予定）。 今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、製菓衛生師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
115	B　地方に対する規制緩和	11.その他	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるようあめる。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。 そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面（住所地の変更の場合には住民異の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など）の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。 また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。 さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出もしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。	「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第18条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	デジタル庁、総務省、国土交通省	関西広域連合			宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県	○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合（住民票を移していない等の理由により発生）がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に遡格を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。 「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料（本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す）の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。 ○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。 ○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも説登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。 なお、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。	御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。 そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にもえいに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。
116	B　地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票（本籍地記載）の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとり多くの時間を費やしている。 また、資格保有者が免許証訂正申請（クリーニング業法施行規則第8条）の手続きを怠り、義務どおりに届行されていない場合も考えられる。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム（仮称）」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件	クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。 特に、「戸籍情報連携システム（仮称）」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であると考える。 ○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。	御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。 そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にもえいに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。 国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。 提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム措置に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・全国通訳案内士の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立したところ（公布後1年3月以内施行予定）。 今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、全国通訳案内士の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。 国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。 提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム措置に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・クリーニング師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立したところ（公布後1年3月以内施行予定）。 今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、クリーニング師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
117	B　地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。 当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。 このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出（医薬品医療機器等法施行規則第159条の９第１項）が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓（結婚、離婚等）等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。 この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署（本庁、保健所等）において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、１年に１回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。 しかし、同システムの令和６年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和３年度提案団体処理件数計：新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。 ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項、第19条第８号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第36条の８第２項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の７第２項第２号、第159条の９、第159条の11第２項、第159条の12第２項	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引っ越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から30日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。	御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。	「「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、」とのことだが、既に同システムの開発が進行している中、登録販売者に係る販売従事登録について別システムをコスト・時間を費やして開発しなければならない特段の理由は考えられず、本登録に係るデジタル化の具体的な推進方策は「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用以外にないものと思料する。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和４年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和５年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第６ 1.(3)②）とされている。 そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和６年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。
125	B　地方に対する規制緩和	11_その他	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の４に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の４に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。 現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。 しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。 また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。 加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。 なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報（生存状況や現住所）を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。 併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。	住民基本台帳法第30の９、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第２条、第３条、第４条、第５条、森林法第10条の７の２、第191条の４、第191条の５	総務省、農林水産省	福井市、福井県		花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市	○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和３年度の公用請求の実績は1127件に上っている。 ○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	第１次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含め、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。 また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。 本提案内容や所有者不明土地対策として住基ネットの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含む幅広い事務において住基ネットの利用を可能とする制度改正を前向きに進めていただきたい。 加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広に行うよう検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。 国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。 提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム措置に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・登録販売者の登録申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立したところ（公布後1年3月以内施行予定）。 今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、登録販売者の登録申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広に行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。	森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。 加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。	5【総務省(16)（ⅱ）】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法（昭42法81） 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法（昭26法249）に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法（昭27法229）に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法（平16法123）に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101）に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法（平30法35）に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令元法15）に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合	法律	令和5年中	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
144	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での提出を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会		青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県	○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができよう、必要な措置を講じていただきたい。（R3欠格照会：年17,000件超）	登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うことをする。 住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。	登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのことで、よろしくお願いする。 本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合（2024年度末予定）を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。
147	B 地方に対する規制緩和	11.その他	国による最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するよう見直しを求める。（各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。）	当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。 その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。 印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じることとなった。	各都道府県選挙管理委員会が原稿を作成・確認することが不要となり、事務の正確性と効率化が期待できる。	最高裁判所裁判官国民審査法第14条	総務省	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会		茨城県、三重県、滋賀県	○在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方および在外公館へ送付している現状がある。また、在外邦人に最高裁裁判官の国民審査で投票を認めていない国民審査法について違憲とした令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁国民審査の審査用紙を、国において印刷し地方および在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられる。国において審査用紙を印刷するのであれば、その印刷原稿（データ）を各都道府県へ送信することは可能であると考える。原稿は、選挙管理委員会名や印影だけの校正となり、各都道府県における裁判官名の校正や、読み取り機での読み取り可否に関する調整時間が省けることになり、非常に有効な事務と考える。 ○投票用紙は、各種選挙機器メーカーの既存機器が対応できること、印刷業者が対応可能な仕様であることが必要不可欠である。その点を踏まえつつ、提案の実現をしてほしい。	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、左にあるように、各都道府県選挙管理委員会において地域の実情に応じて仕様を作成し、印刷しているものと承知しており、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、印刷原稿の作成も各都道府県選挙管理委員会において印刷と一貫して行われる必要がある。 なお、最高裁判所裁判官国民審査法第4条の2の規定による審査予定裁判官の氏名等の通知については、裁判官の氏名をコピー・ペーストにより印刷原稿に転記することが可能な形式（PDF形式）で提供しているが、他のファイル形式での送付など、各都道府県選挙管理委員会の利便性に資に配慮してまいりたい。	現状においては、在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付されていることから、国民審査の投票用紙についても、必ずしも地域の実情に応じて仕様を作成しなければならないような性質のものではないと考える。 また、令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁判所裁判官国民審査の審査用紙を、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられることから、これに併せて国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供することは可能かつ合理的と考える。 なお、転記可能なファイル形式や他のファイル形式での提供があったとしても、各都道府県選挙管理委員会で印刷原稿の作成・確認をしなければならないことは変わらないため、利便性が向上することにはならない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		登記事項証明書については、第１次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。 住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。	5【デジタル庁（8）】【総務省（17）】【法務省（10）】【環境省（1）】 住民基本台帳法（昭42法81）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） （ⅰ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（住民基本台帳法30条の6第１項、以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。 （ⅱ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （ⅲ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この事項において「法」という。）に基づく産業廃棄物処理業の許可（法14条１項又は6項）、特別管理産業廃棄物処理業の許可（法14条の４第１項又は6項）及び産業廃棄物処理施設の許可（法15条１項）等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	（ⅰ） 法律	令和5年中	産業廃棄物処理業の許可などに関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
					（ⅱ）前段 省令	令和5年度	検討中	（ⅰ）の法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係規定の整備等、必要な対応を行う。
					（ⅱ）後段 検討中	令和5年度	検討中	既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
					（ⅲ） 検討中	令和6年度以降	デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画（令和4年3月28日　デジタル庁・法務省）を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した（現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中）。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、規格、片面・両面印刷の別、公印の記載場所等、選挙機器や印刷業者等の事情により、都道府県選挙管理委員会ごとに違いがあるものと承知しており、仮に印刷原稿を総務省が作成し各都道府県選挙管理委員会に提供したとしても、各団体において印刷原稿を改めて作成する必要が生じることが想定される。このため、投票用紙の調製については、印刷原稿の作成が印刷と一貫して行われるべきものであり、すなわち、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、投票用紙の調製も各都道府県選挙管理委員会において行われる必要がある。 第１次回答のとおり、審査予定裁判官の氏名等の通知の際に送付するファイル形式を見直すことで、各都道府県選挙管理委員会の利便性に配慮してまいりたい。 なお、在外選挙に係る投票用紙について総務大臣が作成することとしているのは、各国の在外公館に交付する必要があるため、また、各市町村選挙管理委員会においては相当早い時期から準備する必要があり、交付すべき投票用紙の枚数を考慮すると総務大臣において一括して作成し必要枚数を各団体に交付することが最も効率的かつ確実であるためである。	5【総務省】 （3）最高裁判所裁判官国民審査法（昭22法136） 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選挙管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。	通知等	次回の最高裁判所裁判官国民審査から	「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載のとおり対応することで整理済み	次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
156	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	消防水利の基準における水道管の縮和要件の追加	消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減徊することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。 地域の実情の一例 【例1】水道局のシミュレーションによって、減徊後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合 【例2】出動体制において一定の水量が確保されている場合 （※減徊後の給水量を従来の基準の半分と設定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡空気泡消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能）	高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。 一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。 消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日消防消第272号）において、2037年までに消防水利の整備率100パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約78%を占める消火栓は（令和3年4月1日現在）、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。 また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。	地域の実情に応じて水道管の減径を認めることで、水道管更新のコスト削減、水資源の適正利用等、水道の基盤強化に繋がる。 また、改正前の基準では水利の基準に適合しない消火栓を、水利の基準に適合する消火栓とすることが可能となり、消防水利の整備率の向上に繋がる。 これらは、水道管路の減径と消防水利の確保という分野横断的な相反関係を解決し、持続可能な安全・安心な地域社会の創生に資することができる。	消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）	総務省、厚生労働省	豊田市		高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、高槻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合	○適正な口径により配水管の整備を行っているが、今後、現行ルールにおける消防水利への配慮が口径を縮小する際の課題となるケースが生じる可能性がある。 ○当市でも同様の問題に直面しており、消防水利の整備率向上があまり見込めていない状況である。 ○当局管内では、地域特性から直径150mm以上という基準で全ての消火栓を設置することは困難であるため、直径100mm以上とし、対応している。 ○消防水利が乏しいなどの理由から、新たな消防水利の設置を余儀なくされている地域において、防火水槽の設置が困難な場合には、既存の配水管が、消防水利の基準に適合していなくても、消火栓を設置している。また、配水管のダウンサイジングにより消防水利の基準に適合しない消火栓となっている箇所も発生している。そのため、現在の水利基準では、消防庁の示す目標数値に近づけることは困難であることから、消火栓の設置要件に係る配水管の管径を地域情勢等に合わせて緩和ができるようにすることは妥当と考える。 ○減少傾向にある料金収入、増えつつある更新需要（耐震化）といった求められる施設機能向上等により経営状況が厳しくなっており、水道施設の更新・耐震化を進めるにあたっては、「 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道（持続） 」を目指した効率的な水道施設の整備（ダウンサイジング等）を進めているところである。 管路の更新計画に伴い、火災発生時の消防水利としての機能を果たすことを目的としている消火栓の新設、移設又は撤去に関しては消防担当部署と事前協議を行なっているものの、消防水利を考慮した協議には苦慮しているところである。 ○当局においても、「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日消防消第272号）のとおり、消防水利の整備率100%に向けて、整備を進めているが、地域によっては人口減少に伴い水道配管の口径が細小していることから消防水利の基準を満たす消火栓設置は難しい状況である。水道配管が時代の状況変化によりダウンサイジングを進めざるを得ない状況は理解しているが、一方、消防水利の基準は56年前に作成されたものであり、以前に比べ消防ポンプの性能や火災防ぎょ戦術は大きく変化していることから、消防水利の基準も状況の変化を考慮し再検討する必要があると考える。 ○当市においても水道管のダウンサイジングを進めているが、消防水利に関する基準に適合する範囲内で更新事業を進めているため、水道事業会計の観点では、適正な管径で布設替えできていないのが現状である。消防的観点では、現状、消火栓の充足率は100%ではあるが、今後、ダウンサイジングにより現有の消火栓が基準から外れることになれば充足率に影響を及ぼす恐れがある。上記のように、水道分野と消防分野において相反関係となっている。	消防水利の基準（消防庁告示第7号）においては、消火栓の給水能力は毎分1,000ℓとして、同一配管にある消火栓を同時に数個（2～5個）開栓した場合にも、その給水能力を確保するとの同時に、一般への給水量も相当量見込むことから、直径150mm以上の管に取り付けることとしている（管網の場合を除く。）。 人口減少による水需要の減少などを背景に、水道施設の新設・更新にあたっては、水道配水管のダウンサイジングの動きがあり、これまでも、人口減少に伴う水道管口径の適正化において消火栓敷設水道管の口径基準については、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で継続的に検討・協議等を実施している。そこでの議論も踏まえつつ、今回の提案にあるように、近年の消火活動の動向について国産、検証したうえで、地域実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、検討していく。	「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書（平成31年3月）」では、「地域の状況に応じて必要な水量を確保していく方策等を検討してくことが適当である。」と記載があるが、前回の検討会から3年が経過してもその後の検討状況について、消防庁から各消防本部へ情報提供がなく、進捗状況が不明確である。 御検討いただけるとのことだが、水道配管の管径の縮和、水利の基準改正について具体的なスケジュールを回答いただきたい。
166	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用（農地除く）	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	【現状】 都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。 都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる（任意）。 【支障】 都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。 都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。	類似の方針と計画を統合することにより計画等の策定に伴う負担軽減が図られる。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条、第9条	総務省	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県	―	以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。 ・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれどのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。 ・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定（第6条）が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。 また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項それぞれに対応したものであることから、簡素化は困難である。 なお、過疎方針と都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。	過疎方針と都道府県計画が併存する現状では、関係者への意見聴取や庁内協議等の策定プロセスが二度手間になり、地方の負担となっている。過疎地域の持続的発展を図るという点で両者の目的に違いはなく、法第7条第2項第2号（過疎方針：実施すべき施策）と法第9条第2項（都道府県計画：市町村に協力して講じようとする措置）においても、同様の事項を記載するものとされており、性格を異にするとこころか、内容が極めて類似している。 過疎対策における都道府県の責務は理解するが、過疎方針と別に単独で都道府県計画を策定する必要性が低下していることは提案のとおりである。過疎対策を総合的な観点から実施するよう都道府県計画の簡素化が困難な場合でも、過疎方針と都道府県計画を一体的に策定すれば、市町村との協力による効果的な過疎対策の実施及び市町村計画の策定に支障は生じない。 また、過疎方針策定時の大臣協議及び同意は、過疎方針・都道府県計画・市町村計画のいずれも策定が任意とされていることや、管内の過疎地域における総合的かつ計画的な対策の実施は都道府県の責務（法第6条）であることから、第一義的には県止するとことが地方の負担軽減と分権推進に資するものと考える。また、大臣協議・同意を存続させる場合でも、過疎方針に統合した都道府県計画の部分についてまで逐次大臣協議・同意の対象とする必要はなく、協議対象項目を限定すれば効率的に実施できると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、見直しにあたっては地域実情に応じて対応が可能となるよう配慮していただきたい。		前回（平成31年）の検討会後から、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で水道管のダウンサイジングについて検討・協議等を実施しているところだが、消防本部の放水量等のデータ分析・検討に時間を要している。その成果がまとまり次第、各消防本部に情報提供を行っていく。 情報提供後、その成果を踏まえ、消火栓の設置要件に係る水道配管の口径について検討してまいりたい。	5【総務省（8）】【厚生労働省（13）】 消防法（昭23法186） 消防水利の基準（昭39消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年中	前回（平成31年）の検討会後から、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で水道管のダウンサイジングについて検討・協議等を実施している。	地域の実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、学識経験者や関係者を委員とした検討会を設置し、科学的な検証も踏まえて検討していく。
—	【全国知事会】 過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。 市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されるところであり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加える余地はないことから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。 国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか、定めていないのであれば、国が掲げる目標（法第4条）について措置を講じていくことは、都道府県の責務（法第6条）として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかからしめる必要までではないのではないか。	過疎方針と都道府県過疎計画を同時または一体化して策定する場合の留意事項について通知することを検討する。 過疎方針や都道府県・市町村計画に記載する過疎対策事業は、過疎法に基づく事業だけでなく、過疎法以外の法令に基づく国庫補助や、租税特別措置法令に基づく国税の特例措置等を踏まえた事業があることから、市町村－都道府県－国の各措置の整合性を確認する必要があるため、過疎方針の国との協議や、過疎方針に基づく都道府県・市町村計画の策定が必要である。	5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令3法19） 過疎地域持続的発展方針（7条1項。以下この事項において「方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（9条1項。以下この事項において「計画」という。）については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。	都道府県が策定する都道府県過疎方針及び都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に通知する。	令和8年度以降の次期都道府県過疎方針及び都道府県過疎計画の策定に向け、令和7年度を目途に通知する。	都道府県過疎方針と都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について検討する。	都道府県過疎方針と都道府県過疎計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について検討し、令和7年度を目途に通知する。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
172	B 地方に対する規制緩和	11.その他	市町村結婚新生活支援事業における添付書類（所得証明書）の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	市町村結婚新生活支援事業における添付書類（所得証明書）の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【現行制度】 補助要件（夫婦の合計所得が400万円未満）を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】 転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】 新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 <参考> 令和2年度　交付決定件数：52件　うち支障事例件数（※）：28件 令和3年度　交付決定件数：60件　うち支障事例件数（※）：27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村		花巻市、千葉市、高知県	○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。 令和3年度　交付決定件数：19件　うち支障事例件数（※）：15件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。 補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。 なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。	結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。 また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。 本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。
197	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	【支障事例】 後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためバッチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	業務の効率化およびペーパレス化につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市	○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手間も生じている。 ○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。 ○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excelファイルで還付対象者等を管理している。件数は月50件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認しAccessシステムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自治体で編集可能であることが望ましい。 ○当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。 ○当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。 ○当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書（以下、「内訳書」と表記）の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。 ○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。	ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、 ・電子的な提供方法の検討 ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証 ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか 等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。	後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためだけにパンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。 本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。 関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所得要件確認のためのマイナンバー連携についての法令化は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出となることにより、申請者の負担が増大しているということも承知している。 申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、横展開を図ることで、申請者の負担軽減につなげるとともに、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。 また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第19条第9号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。	5【内閣府（11）】【個人情報保護委員会（5）】【デジタル庁（13）】【総務省（29）】 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。 また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段：結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続について、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。	令和4年11月に地方公共団体へ情報提供済。	令和4年9月～10月にかけて事業を実施する全自治体に対し、申請者の負担軽減に資する取組事例について調査を実施。集計結果について令和4年11月にフィードバックを実施。	
					後段：令和4年度中に得た結論に基づいた措置について検討中	検討中	「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」にて、「今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的とし、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができる」ことが示された。	「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の内容を踏まえて、検討する。
－	－		年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）において検討することされている行政機関間	5【総務省（18）】【財務省（4）】【文部科学省（11）】【厚生労働省（36）（ⅲ）】 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123） 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電	検討中	検討中（令和6年中に結論を得る。）	年金保険者や各保険料等の担当部局等とともに、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・	年金保険者・地方公共団体等への影響、行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえ、後
－	－		年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）において検討することされている行政機関間の情報連携基盤の内容も踏まえて検討する必要がある。 また、特別徴収に関しては、システム改修や事務フローの見直しの観点からは、令和元年におけるご提案等も含め、全体として改善案を検討することが効率的であるため、それらの要望とあわせて一体的に見直しの検討をしてまいりたい。	5【総務省（18）】【財務省（4）】【文部科学省（11）】【厚生労働省（36）（ⅲ）】 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123） 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	検討中（令和6年中に結論を得る。）	年金保険者や各保険料等の担当部局等とともに、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討中。関係省庁を含め、具体的な実現方法やスケジュールの目途の決定に向けて調整中。	年金保険者・地方公共団体等への影響、行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえ、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
212	A 権限移譲	07.産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の設立の認可、定款変更の認可、解散の階取、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要していた。 例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならず、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。 一方、厚生労働省（地方厚生局所管業務）、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（地方運輸局又は地方整備局所管業務）の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	総務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会		大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。	通信業について 都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。 放送業について テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）、ラジオ放送業（衛星放送業を除く）及びその他の民間放送業について、関係する都道府県において連絡体制の構築が図られている等、適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、許認可等の権限を都道府県へ移譲することは可能であると考える。 衛星放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。 有線放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。 インターネット附随サービス業について （ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業） 都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。 映像・音声・文字情報制作業について （映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、ラジオ番組制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 映像・音声・文字情報制作業について、都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。 郵便業及び郵便局の業務について 郵便業及び郵便局の業務は日本郵便が主体となり行われており、事業協同組合等の設立は想定されないため、認可等権限移譲の対象となり得ない。 信書便事業について 事業協同組合等の設立の認可等について、2以上の都道府県の区域にわたる場合も都道府県において対応することについては、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく信書便事業の許認可業務に対して特段の支障はなく、都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。 行政書士について 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第111条第1項第1号の規定に基づき、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等で、組合員の資格として当該組合の定款に定められる事業に行政書士事業が規定されている場合、認可等の事務については、事業の所管大臣である総務大臣にて行っているところである。 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務について、総務大臣から都道府県知事へ権限の移譲を検討するに当たっては、都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。	通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	国の方針に基づき全国の市区町村では令和4年度末までに個人番号カードの交付率100%を目指し、事務を行っているにも関わらず、記載事項に変更が生じていない通知カードをデジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認める経過措置があるため、個人番号カードへ切り替える必要性を失わせているとともに、市区町村の事務負担も増している。経過措置を廃止し、個人番号の証明を個人番号カードまたは個人番号記載の住民票のみとすれば、個人番号カードの交付を受けていない住民の個人番号提示の手段は確保した上で、一層、個人番号カードの必要性が高まり、市区町村も従来通知カードの事務処理に費やしていた労力を個人番号カードの交付促進に振り向けることができるようになり、交付率の増加につながるものと考えられるので、速やかかつ積極的な対応をお願いいたい。
226	B 地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなくてはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	通知カードの事務処理がなくなることで、出張申請受付サポートなどの個人番号カードの申請・交付率アップに繋がる事務に取り組める。	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第6条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	茅ヶ崎市		宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、秋方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市	○当市でも同様に返納に対する事務を行っており、削減されれば事務効率化が図れる。 ○マイナンバーカード交付時に通知カードを紛失している場合が多く、紛失届の記入する時間及び記入内容の確認をする時間を要しており、交付手続きの対応等に支障をきたしている。	通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により制度上廃止されているが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとしている。 このため、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めているところ。その理由は、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認められることとしているため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有していることは望ましくないと考えられることから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところ。 一方で、運用上、返納及び紛失届の提出に係る取扱いについて、どのような運用が適切であるかについては、事務負担にも配慮しつつ、検討してまいりたい。	
243	B 地方に対する規制緩和	11.その他	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。 【支障事例】 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業（県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業）を実施する予定としている。 本事業においては、500市程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている（申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理）。 また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者（約200者想定）を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。 【制度改正の必要性】 コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。 【支障の解決策】 そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。 なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている（例：持続化給付金を商工会議所等へ委託）。	【現行制度】 地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。 【支障事例】 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業（県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業）を実施する予定としている。 本事業においては、500市程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている（申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理）。 また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者（約200者想定）を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。 【制度改正の必要性】 コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。 【支障の解決策】 そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。 なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている（例：持続化給付金を商工会議所等へ委託）。	私人に支出事務を委託することができる経費に補助金を追加することで、申請書受付から支払いまでー括して民間に業務委託でき、地方自治体職員の事務負担軽減が図れるとともに、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3	総務省	長野県、宮城県		八王子市、川崎市、京都市	○利子補給事務を行っている。申請件数は令和3年度16,047件であった。年間1万件を超えるため、申請は金融機関を代理人として取りまとめており、申請に係るデータ整理の事務を委託化し負担の軽減を図っているが、地方自治法上、支出を委託できず、また振込も金融機関あてまとめて行うことが出来ず、口座のデータ確認も含め膨大な支出（振込）事務が発生している。	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「公金取扱いの制限（243 条）については、（中略）金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、（中略）その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、支出事務の委託制度については、この方針に基づき、その在り方の見直しを検討することとしているが、補助金の支出事務を私人に委託できることとすることについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の観点から慎重に検討する必要があると考える。本提案については、採択することができるかも含めて検討することとしたい。	ご指摘のとおり補助金の支出事務の私人委託については、責任関係が不明確とならないか、また受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の懸念があることは当県においても認識している。 しかしながら、私人へ支出事務を委託する場合には、委託契約の中で、責任関係を明確にすることは十分可能と考えられ、また例えば、契約書に損害を与えた場合の賠償責任に関する条項を設けておけば、仮に恣意的な支出が行われたことにより損害が発生しても、一定程度は担保することが可能となるのではないか。 さらに、補助金事務を委託する場合、交付対象や金額の決定に一定の判断が必要な補助金については、支出事務自体は委託する一方で、交付決定や額の確定の手続きは行政が自ら行うか、行政と受託事業者との合議により決定を行うなど一定の関与をすべきであると認識している。 この場合、受託事業者は、行政の責任で決定した交付対象や補助金額に従って、単純に相手方に支出事務を行うだけであり、恣意的な支出が行われる恐れは極めて少なくなると考えられる。 なお、交付対象や金額が客観的に決まり判断の余地がないような補助金については、行政によるチェック機能を導入しつつ、受託事業者に補助金事務の全てを委託することもできる場合もあり得るのではないか。 以上のように補助金の支出事務の私人委託については、補助金の制度設計を工夫することや、責任関係の明確化や受託者による恣意的な支出の防止など、懸念されている課題をクリアできることから、早期の対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【大阪府】 行政書士業について、「都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。」と回答されているが、事業協同組合の認可に係る権限移譲では、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。 その一方、都道府県は業の資格の所管行政庁ではないため、組合としての許認可に係る業務以外でどのような支障が起きるかの確認ができない、支障が起きるとは具体的にどのようなことを想定されているのかお示しいただきたい。	【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。		2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等（以下「組合」という。）に係る事務について総務大臣から都道府県知事へ権限を移譲する場合において、移譲後に当該事務を組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行う場合に、他の都道府県に存在する組合事務所への立入検査の実施等の管理監督が適切に実施されるか等、実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。	4【総務省】 （1）中小企業等協同組合法（昭24法181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185） 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令等	未定	関係省庁と連名で都道府県に対して権限移譲に係るアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。	都道府県への移譲に向けた具体的な措置について、関係省庁等と共に検討を進め、政令改正に向けた準備を行う。
—	—		個人番号の提示に当たっては、個人番号が当該個人の最新の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）に紐付くことを確認できる書類の提示を併せて求める制度としているところ、最新の4情報が記載されている通知カードによれば個人番号の提示が可能となることから、個人番号カードを有していない者についても有効に交付された通知カードを利用できないこととすることは適切でないと考えている。 返納の取扱いについては、通知カードは上記のとおり番号確認書類として利用できることから、個人番号カード交付時には返納を求めることが適当と考えている。一方で、実態としては既に通知カードを紛失している場合も多いと想定されることから、デジタル手続法附則第6条の規定に基づきお従前の例により必要となっている紛失の届出等の事務の簡素化を図りたいと考えている。 なお、マイナンバーカードは、番号確認書類としての機能だけではなく、オンラインでの本人確認を行うことができる電子証明書が搭載されていること等により、コンビニ交付や保険証利用など、その利活用シーンが拡大しているところ、そのため、記載事項に変更が生じていない通知カードが番号確認書類として利用できることにより、個人番号カードの交付を受ける必要性が失われているとは考えていない。	5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅱ）令和5年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務（附則6条）の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知等	令和5年度の上半期中	事務処理要領を改正することで、通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務負担を軽減する方針とした。	事務処理要領の改正に向けて、検討を進めていく。
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		地方自治法においては、公金の性格に鑑み、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じつつ、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる経費であって、地方自治法施行令で定めるものに限り、私人委託が認められているところである。 このことから、補助金の支出事務の委託については、地方公共団体と私人との間で自由に締結される契約を前提として認められるものではなく、その可否については補助金の性格を踏まえて判断する必要がある。 これを踏まえ、補助金の支出事務を私人に委託できることとすることについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか、提案のような方法をとりうるか等の観点から慎重に検討する必要があると考えているところであり、本提案については、委託することの可否も含めて検討することとしたい。	5【総務省】 （1）地方自治法（昭22法67） （ⅱ）私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令165条の2第1項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度中	私人に支出の事務を委託することができる経費について、地方公共団体から要望があった経費を私人に委託することの可否を検討中。	引き続き左記検討を行う。
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		地方自治法においては、公金の性格に鑑み、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じつつ、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる経費であって、地方自治法施行令で定めるものに限り、私人委託が認められているところである。 このことから、補助金の支出事務の委託については、地方公共団体と私人との間で自由に締結される契約を前提として認められるものではなく、その可否については補助金の性格を踏まえて判断する必要がある。 これを踏まえ、補助金の支出事務を私人に委託できることとすることについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか、提案のような方法をとりうるか等の観点から慎重に検討する必要があると考えているところであり、本提案については、委託することの可否も含めて検討することとしたい。	5【総務省】 （1）地方自治法（昭22法67） （ⅱ）私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令165条の2第1項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度中	私人に支出の事務を委託することができる経費について、地方公共団体から要望があった経費を私人に委託することの可否を検討中。	引き続き左記検討を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
246	B 地方に対する規制緩和	11.その他	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手をかさない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載（記載例：市区町村受付窓口に提出、ICカードを持参するなど）を改定し、コンビニやオンライン（マイナポータル等）でも手続ができることを明文化するなど、必要な措置を求める。	【現行制度】 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。 【制度改正の必要性】 マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月１日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口混雑に支障をきたすことが懸念される。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。	電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。 また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領	デジタル庁、総務省	特別区長会、龍ケ崎市、大磯町、豊田市、低炭町、佐世保市、宮崎市		宮城県、那山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、鳩川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県	○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。 ○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。 市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。 ○当市における マイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまでは上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが懸念される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考える と臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。 ○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。	電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。 また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の１要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行ったとて手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることよって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。	電子証明書の「発行」の際に、市区町村窓口において対面での最初な本人確認を行っていることを踏まえると、「更新」の場合の本人確認は「発行」の場合と分けて論じるべきと考える。また、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、現状、オンラインによる本人確認が可能になっている。これについては国も適切な本人確認の方法として認めているとうで あり、これを電子証明書や他のパスワード更新にも適用できるよう検討いただきたい。 秘密鍵に関するセキュリティ上の問題を指摘されているが、令和4年度中の実現を目指すマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載等に関して「オンラインで電子証明書をスマートフォンに発行」するとされており、このような最新技術の活用や、コンビニのキオスク端末を用いる等、セキュリティを確保する手段を検討いただきたい。 署名用電子証明書以外の暗証番号を、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定することに関しては、例えば、ワンタイムパスワードと顔写真の照合を併せた複合的な認証を行うなど、認証強度の設計次第で対応できると考えられる。 システム開発に係る費用対効果については、1700を超える市区町村が被る対応にかかる時間や費用、住民の来庁負担等を考慮すれば本人の効果は絶大であり、論じるまでもないと考える。 市区町村は、特別定額給付金やマイナポイント事業実施に伴い生じたマイナンバーカード関係事務と同等の負担を、今後、更新時期到来の度に被ることとなるが、その負担はマイナンバーカードが普及するに伴い、更に増大する恐れがあるため、国においては、こうした現状を十分に考慮した上で、至急の検討を進められたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	電子証明書の更新について、例えば、令和4年度中の構築を目指しているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載においては、インターネット回線上に秘密鍵を流さずにスマートフォン用電子証明書が発行できると聞いているが、こうした最新の技術を活用又は応用するなどして、保証レベルを維持したまま電子証明書を更新可能とすることを目指すべきではないか。 署名用電子証明書以外の暗証番号についても、オンラインでの本人確認による初期化・再設定手続の実現を検討いただきたい。	電子証明書の「更新」は、実態としては、新しい電子証明書を発行していることから、第1次回答のとおり、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現する観点から対面での本人確認は維持する必要がある。 また、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載については、秘密鍵と公開鍵の鍵ペアを作成する機能を有するチップが搭載されたスマートフォンにおいて鍵ペアが作成され、当該スマートフォンからインターネット回線を通じて公開鍵の送信を受けた地方公共団体情報システム機構が電子証明書を発行し、当該電子証明書がスマートフォンのチップ内に搭載される仕組みであるが、マイナンバーカードのICチップは、そもそも鍵ペアを作成する機能を有していないことから、電子証明書のスマートフォン搭載類似の仕組みで、電子証明書の更新を行うことは仕様上不可能である。 コンビニのキオスク端末において署名用電子証明書以外の各種暗証番号の再設定を可能とすることについては、4桁の暗証番号の再設定のために、①ICチップに記録された顔写真と本人がスマートフォン等で撮影した顔の照合による認証、②6～16桁の暗証番号による認証によって本人確認を行うこととなるが、4桁の暗証番号を忘れてしまい再設定が必要となった者が6～16桁の暗証番号を覚えている場合は少ないのではないかと考えている。一方で、上記の方法を採用しない場合においては、認証強度を確保することができる他の方法を考えることができるか、システム開発等に係る費用対効果をどの程度見込むことが可能か、慎重な検討が必要と考えている。 その上で、令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、既に可能となっている郵便局への事務委託が更に広がっていくよう引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでいく（ほか、市町村窓口等における本人確認や電子証明書の発行可否の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の電子証明書発行処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。	5【総務省】 (21)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平13法120） 地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができる（2条）については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・署名用電子証明書の発行の申請（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）3条1項）の受付、署名利用者確認のための書類（同条3項）の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同条4項）の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請（同法9条1項）の受付及び署名利用者確認のための書類（同条2項において準用する同法3条3項）の受付 ・利用者証明用電子証明書の発行の申請（同法22条1項）の受付、利用者証明利用者確認のための書類（同条3項）の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同条4項）の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請（同法28条1項）の受付及び利用者証明利用者確認のための書類（同条2項において準用する同法22条3項）の受付 6【デジタル庁（9）（ⅰ）】【総務省（22）（ⅰ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項）以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【デジタル庁（9）（ⅱ）】【総務省（22）（ⅱ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。	(21)1ポツ目 通知等	令和4年8月31日、令和4年11月30日発出等	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11 月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。 さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。
					(21)2ポツ目 通知等	令和4年8月31日、令和4年11月30日発出等	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11 月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。 さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。
					(22)（ⅰ） 関係システムの改修等	未定	利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定について、コンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることとした。	必要な改修や費用等を見積もった上で、実現に向けて取り組む。また、必要に応じて省令改正を行う。
					(22)（ⅱ）前段 検討中	令和5年中に結論を得る	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11 月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。 さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。 また、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けた取組を進めていく。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。 また、民間事業者に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。
					(22)（ⅱ）後段 検討中	未定	更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討している。	有識者に意見聴取を行うなど、引き続き検討していく。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
269	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の策定及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を策定することで定めている記載事項との重複はなくすこと。 策定とは具体的には、「令和4年4月1日付　公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請（平成26年4月）を受けて策定している。 ①各分野の個別施設計画（インフラ長寿命化計画）で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。 ②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。 上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。 また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。 一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと、総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了（次期計画策定）に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。	策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる	平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号	総務省	神戸市		宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、笛原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。 また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりかねない。 総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。 ○当市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付　公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われるごとにより、計画に見直しのタイミングや検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。 ○策定指針のうち、第一の二の（4）については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。	公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。 ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。 見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。	骨太の方針2022「4. 国と地方の新たな役割分担」も踏まえ、地方団体の実情に配慮しつつ、記載事項の簡素化を速やかに検討していただきたい。
270	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用（農地除く）	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業（学校施設環境改善交付金）申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定している。令和3年5月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。 文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業（学校施設環境改善交付金）申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	令和3年4月9日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	総務省、文部科学省	神戸市		千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市	○当市においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。	【総務省】 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。 この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用の要件としている。 なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」（令和4年2月28日）においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、（略）計画等の策定を求めること自体据じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。 【文部科学省】 インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。 このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）において、令和4年度までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設については全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。 学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。	事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。 当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。 個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済の状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないか。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画でも代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【川崎市】 「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込の作成など、「令和4年4月1日付　公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	【全国知事会】 公共施設等総合管理計画の記載事項について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 また、内容の重複が見られる場合、統廃合等の見直しを行い、計画の見直し期限についても、柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 計画の記載事項の見直しについて、具体的な方針をお示しいただきたい。地方公共団体の自主性に任せられるような抜本的な簡素化を検討していただきたい。	記載事項については、インフラ長寿命化基本計画、骨太の方針・改革工程表等で盛り込むべきとされた事項、公共施設等適正管理推進事業債等の起債の前提となっている事項、その他公共施設マネジメントを適切に実施するに当たって必要となる事項について十分に精査し、その上で簡素化できる記載事項について検討を進めることとする。 見直し時期については、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。	5【総務省】 (34)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。	通知	記載事項（前段）については、令和5年中に結論を得たのち、通知を発出予定。	記載事項については、簡素化できる記載事項を検討した上で、簡素化した策定指針を通知により発出する方向性で検討中。	引き続き簡素化できる記載事項を検討する。
–	【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実現の方法などの見直しを行うこと。	【共通】 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 【総務省】 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うための要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。 【文部科学省】 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。	【総務省】 地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるのが、国と地方を通したインフラ老朽化対策の体系である。 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通したインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。 各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えるので、ご理解いただきたい。 【文部科学省】 一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」（令和4年2月28日）においても、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、（略）計画等の策定を求めること自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。 厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取扱としているものであり、その取扱は適切と考えるので、御理解いただきたい。 他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、当該他の既存の計画で代用可能とする。	5【総務省】 (28)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81） 学校施設環境改善交付金（以下この事項において「交付金」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	通知	令和5年4月3日	令和5年度の起債協議書等の提出に係る事務連絡において、公共施設等適正化事業債の起債協議に必要となる様式の簡素化を行うこととした。	令和5年度の起債協議書等の提出に係る事務連絡を令和5年4月3日付けで発出予定。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
280	B　地方に対する規制緩和	11_その他	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン（マイナポータル等）またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。 【制度改正の必要性】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。 【参考】 当市のマイナンバーカード更新対象者（見込み） 令和4年度　　865人 令和5年度　　1,466人 令和6年度　12,167人 令和7年度　50,066人 窓口における一人当たりの手続きに要する時間：15分（申請）＋15分（交付）	マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、利用者の大幅な利便性向上に繋がる。 また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第４－３－（1）	総務省	宮崎市	マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて－課題の整理－において、「カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実について」がプロットされている。	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市	○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。 ○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。 市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。 ○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。 ○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。 ○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。 本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。 また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されるところ、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。 上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。	回答内容は第74回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会（令和3年10月）からほとんど進展がないが、総務省が対面での手続きを必須とするのならば、マイナンバーカード及び電子証明書の更新申請が大量に見込まれる令和7年に向けて、総務省として今後どのように取り組んでいくのかを示していただきたい。国が主導して、新型コロナウイルスワクチン接種会場のような、市区町村の枠を超えた「大規模マイナンバーカード交付（更新）会場」の設置等について検討いただきたい。併せて、それに要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費等の財政支援を行っていただきたい。 また、令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始することや、将来的な健康保険証の原則廃止等を加味した場合に、土日にマイナンバーカード交付（更新）事務を実施する必要が想定される。総務省として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策を示していただきたい。 さらに、総務省がこれまで行ったマイナンバーカード関係手続にかかる施策について、市区町村へヒアリングやフォローアップを行っていただき、その効果や、市区町村の意見を確認いただきたい。例えば、郵便局において電子証明書の発行や更新ができるよう法改正が行われたが、アクセスポイントとして郵便局を位置づけるのであれば、市区町村ごとに対応させて財政措置するのではなく、国が主導して、全国2万局全ての郵便局で一律に対応できるように措置をすべきではないか。加えて、郵便局をアクセスポイントとした理由及び郵便局以外のアクセスポイントを今後どのように増やしていく計画なのかもお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。 マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。	マイナンバーカードは、対面に加え、オンラインでも行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であることから、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を実施することにしている。 これをオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等によるなりすましの可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難である。顔認証技術と顔認証技術への不正な対抗技術に係る動向については引き続き注視してまいりたいが、現時点においては、更新時においても対面での本人確認が必要と考えている。 令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。 また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所で出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。 加えて、電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務の委託についても、窓口混雑の緩和に資するものと考えており、まずは郵便局への委託についてより多くの団体に行っていただけるよう、引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでまいりたい。 なお、ご指摘の郵便局を「アクセスポイント」とした理由については、 ・地方公共団体の長は、郵便局に対する一定の関与が可能とされていること ・郵便局の職員には秘密保持義務が課されており、罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされていること ・これまで住民票の写しの交付に係る事務等、地方公共団体から受託して公的サービスを提供してきた実績があること などを踏まえたものであるところ。	5【デジタル庁（9）（ⅱ）】【総務省（22）（ⅱ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 （24）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	（22）（ⅱ）前段 検討中	令和5年中に結論を得る	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。 さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。 また、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けた取組を進めていく。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。 また、民間事業者に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。
					（22）（ⅱ）後段 検討中	未定	更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討している。	有識者に意見聴取を行うなど、引き続き検討していく。
					（24）（ⅲ） 検討中	未定	健康保険証を活用する現場である医療機関等において、出張申請受付を行う場合に可能とする方針である。	詳細について、必要な措置を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
287	B 地方に対する規制緩和	11.その他	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法及び様式変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法（ADAMSⅡによる市町村の口座へ直接振込）で行われており、ADAMSⅡの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するため共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMSⅡによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業（退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、千書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。）が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する率を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。	共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分かなどがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要が無くなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。 当市での件数は、年間15億間程度×12か月分＝180件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した納入書で消込作業をおこなっており、借常的に対応が発生している。共通納税システムを活用した納入を行えばこれらが全て不要となる。	支障の原因ではないが、参考根拠法令　地方税法第321条の3、第321条の4	デジタル庁、総務省、財務省	大府市			宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、鴻川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岐阜市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市での件数は、年間の機関程度×12か月分＝960件程度あり。 ○当市において、賛同する理由として「別途金針課を経由する間接的な納付」、「官庁金針システムを利用した税額の確認」の2点がある。 1点目の「別途金針課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。 2点目であるが、「官庁金針システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体の場合正しい段額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。 ○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法（ADAMSⅡによる市町村の口座へ直接振込）で行われており、ADAMSⅡの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている（退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成）。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するため共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMSⅡによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。 月当たり40件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。 ○現実に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。 ○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。 ADAMSⅡではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の消遣の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。 ○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で500件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。 令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考える。 ○当市においても国機関が使用するADMSⅡとその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。 ○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。 当市の国所管機関からの納付件数は概ね月250件×12か月＝年間3000件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならず、非効率な事務となっている。 国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。 ○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。 ○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約70機関×12か月で年間約840件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分か突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要となったから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。 また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むための費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。 令和4年3月29日付総務省通知（総行行第85号・総税企第35号）「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、関係点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。 ○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口に持ち込んだ日が領収日（納入日）となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくずれることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。 ○当市でも同様の事例が約600機関×12か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。 ○当市も同様に、国所管機関独自の方法（ADAMSⅡ）により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を要やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約2,400件（約200件／月×12ヶ月）。 ○ADAMSⅡから送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月300件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。 ○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMSⅡの手続きを行うことがあり一月あたり約200件の処理を行っている。 ADAMSⅡの場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。 また、指定番号の記載振り等も多く、事業所の特定に時間を要している。 加えて、地方税務庁においては、正職員はADAMSⅡの帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。 ○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMSⅡからダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人件費、納入書様式作成経費など削減ができます。 ○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。	提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関（デジタル庁、総務省、財務省等）において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。	既存のシステムを活用することで、地方自治体の事務がより効率的となる事や国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化が実現できるため、積極的な検討をお願いしたい。また、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（令和4年4月1日総税企第23号総務大臣通知）」に、「各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより金針担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと」とある様に、共通納税システムの利用を地方自治体へ促している状況であるため、まず率先して国から利用していただきたい。 共通納税システムの利用拡大は国全体の課題と捉えられており、今回の提案についてもこの解決に資するものと考える。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【八王子市】 国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納消込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。 また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。 【名古屋市】 「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされている。 当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		御意見も踏まえ、今後、関係機関（デジタル庁、総務省、財務省等）において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。	5【デジタル庁(5)】【総務省(12)(ⅲ)】【財務省(3)】 地方税法（昭25法226） 国から地方公共団体への還府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後、eLTAXを活用した納付の実現を図る	令和7年度以降	本件を提案・賛同した26の地方公共団体に対し、具体的にどのようなことを国に求めているのかヒアリング等を実施したとて、eLTAXを活用した納付方法について、実現可能性が見込まれる複数の方法を関係機関（デジタル庁、総務省、財務省、防衛省、日本銀行、地方税共同機構）において検討した。	eLTAXを活用した納付の実現に向けてシステム改修、運用上の課題整理等の必要な措置を講じる。